(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　熊本県熊本市中央区役所

第6　収用又は使用の手続が保留される起業地　熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、黒髪二丁目、黒髪五丁目及び黒髪六丁目地内

○国土交通省告示第二百四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1321	特別な塗膜（エポキシ樹脂系粉体塗装）を講じた鋼材に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	パナホーム株式会社 代表取締役 藤井　康照	大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号	平成28年1月14日

○環境省告示第十号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年一月二十六日　　環境大臣　大塚　珠代

表4－「（6－クロロ－3－ピリジルメチル）（2，2－ジフルオロエチル）アミノ」フラン－2（5H）－オン（別名フルピラジフロン）の項の次に次のように加える。

（10*E*，14*E*，16*E*，22*Z*）－（1*R*，4*S*，5′*S*，6*S*，6′*R*，8*R*，12*S*，13*S*，20*R*，21*R*，24*S*）－6′－［（*S*）－*sec*－ブチル］－21，24－ジヒドロキシ－5，11，13，22－テトラメチル－2′－オキソ－3，7，19－トリオキサテトラシクロ［15．6．1．1^{4,8}．0^{20,24}］ペンタコサ－10，14，16，22－テトラエン－6－スピロ－2′－（5′，6′－ジヒドロ－2′*H*－ピラン）－12－イル＝2，6－ジデオキシ－3－*O*－メチル－4－*O*－（2，4，6－トリデオキシ－3－*O*－メチル－4－メチルアミノ－α－L－*lyxo*－ヘキソピラノシド）－α－L－*arabino*－ヘキソピラノシド＝安息香酸塩（別名エマメクチンB1a安息香酸塩）及び（10*E*，14*E*，16*E*，22*Z*）－（1*R*，4*S*，5′*S*，6*S*，6′*R*，8*R*，12*S*，13*S*，20*R*，21*R*，24*S*）－21，24－ジヒドロキシ－5′，11，13，22－テトラメチル－2－オキソ－3，7，19－トリオキサテトラシクロ［15．6．1．1^{4,8}．0^{20,24}］ペンタコサ－10，14，16，22－テトラエン－6－スピロ－2′－（5′，6′－ジヒドロ－2′*H*－ピラン）－12－イル＝2，6－ジデオキシ－3－*O*－メチル－4－*O*－（2，4，6－トリデオキシ－3－*O*－メチル－4－メチルアミノ－α－L－*lyxo*－ヘキソピラノシド）－α－L－*arabino*－ヘキソピラノシド＝安息香酸塩（別名エマメクチンB1b安息香酸塩）の混合物（別名エマメクチン安息香酸塩）	0.096*μg*／1
N′－*tert*－ブチル－5－メチル－*N*′－（3，5－キシロイル）クロマン－6－カルボヒドラジド（別名クロマフェノジド）	97*μg*／1
N－（4－クロロフェニル）－1－シクロヘキセン－1，2－ジカルボキシミド（別名クロルフタリム）	15*μg*／1

○関東地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日　　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野市青木島町大塚字宿三一三番一から同市大字柳原字東囲二八四番一まで	前	一五・九〇～一〇・〇〇メートル	一〇三・〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一五・九〇～一〇・〇〇メートル	九・四一〇キロメートル	
	後 B	一五・九〇～一〇・〇〇メートル	二・九九〇キロメートル	
	後 A	一〇・〇〇～一〇・〇〇メートル	一〇四・二五キロメートル	
	後 B	一〇・〇〇～一〇・〇〇メートル	二・九九〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日　　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野市大字柳原字福島新田裏八四六番一から同市大字柳原字福島新田裏八四五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃	長野市大字柳原字下河原新田一二四二番一から同市大字柳原字居村前一四七九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十八年一月二十六日

○沖縄総合事務局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十六日

沖縄総合事務局長　久保田　治

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第三十号那覇広域都市計画道路事業三・四・八号パイプライン線及び三・四・三十四号県道百五十三号線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月十五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし